若草集会所更新プロジェクト(再公募) 公募型サウンディング調査の結果について

若草集会所更新プロジェクト(再公募)の公募にあたり、事業の参画意向や参画条件の確認 並びに事業者との対話を通して整備される複合ビル及び集会所のイメージを把握することを 目的に、公募型サウンディング調査を実施し、参加した事業者から意見を聴取した。

1 スケジュール

内容	日程
実施方針の公表	令和7年5月30日(金)
公募型サウンディング調査の申込期間	令和7年5月30日(金)~6月6日(金)
公募型サウンディング調査の実施	令和7年6月19日(木)~6月20日(金)

2 参加事業者

6社

3 公募型サウンディング調査での主な意見・質問回答

(1) 意見

項目	内容
定期借地権の譲 渡について	・借地権を第三者へ譲渡することを可としてほしい。(1社)
連帯保証人の設定について	・協議等により市が認めた場合は連帯保証人を免除することを可としてほしい。(1社) ・連帯保証人を設定することは、大きな参加障壁とならない。(4社)
既存施設の解体費等について	・既存施設の解体工事費相当額及び既存施設の解体期間中の借地料相 当額の支払い期間を短縮してほしい。(1社) ・既存施設の解体工事費相当額等を事業期間に分割して支払われること は、大きな参加障壁とならない。(5社)
供用開始期限について	 ・借地期間の始期から2年以内に複合ビルの供用開始をすることは、大きな参加障壁とならない。(3社) ・高層建物等を提案する場合は供用開始期限がタイトに感じる。複合ビルの着工から2年以内としてほしい。その条件であれば検討が可能である。(1社) ・タイトに感じるが、具体的内容は未検討のため、実施可否は明言できない。(1社)

項目	内容	
集会所について	事業者が行う集会所部分の修繕・清掃の範囲を示してほしい。	
	(1社)	

(2)質問回答

項目	質問内容	回答
定期借地権の設	定期借地権ではなく普通借地権と	本事業用地に普通借地権を設定す
定について	する想定はあるか。(1社)	る想定はありません。
供用開始期限に	供用開始期限に間に合わない前提	供用期限に間に合わない前提の提
ついて	で提案した場合、失格となるか。	案は、本事業の実施条件を満たさ
	(2社)	ないため失格とする予定です。
連帯保証人の設	親子関係にある会社を連帯保証人	連帯保証人の条件については、実
定について	として設定することは可能か。	施方針「第2/10/(3)/ア」に示す
	(1社)	内容を予定しており、親子関係だ
		けを理由に否認することは想定し
		ていません。
連帯保証人の設	連帯保証人の免除条件である「貸	契約不履行のおそれがないか(連
定について	付けの相手方が契約を履行しない	帯保証人の免除の可否)は、資金計
	おそれがないと認められるとき」と	画等の提案内容に基づき総合的に
	は、具体的にどういうことか。	判断することを予定しているため、
	(1社)	具体的な条件は明示できません。
連帯保証人の設	広島市への納税実績が、連帯保証	広島市への納税実績を連帯保証人
定について	人免除の可否判断に影響するか。	免除の条件とすることは想定して
	(1社)	いません。
連帯保証人の設	連帯保証人の所在地又は住所が広	連帯保証人の所在地等又は住所地
定について	島市内であるか否かで評価に影響	の別を評価する予定はありませ
	するか。(1社)	ん。ただし、実施方針「第2/10/(3)」
		に示す通り、連帯保証人の所在地
		等が広島市内等でない場合は、債
		務不履行時に直ちに事業者及び連
		帯保証人が強制執行に服する旨の
		公正証書の作成が必要で、所在地
		等は日本国内に限られます。

項目	質問内容	回答
賃借料について	集会所賃借料は、借地料に合わせ	実施方針「第2/11/(1)/カ」に示す
	て増額可能か。(1社)	通り、賃借料は借地料の見直しに
		伴い、見直すこととしており、正式
		な取扱いは募集要項を確認してく
		ださい。
賃借料について	集会所賃借料のうち、修繕積立金	賃借料の内訳を委員会に対して示
	や共益費等の明細を、委員会に対	すことは求めない予定です。ただ
	して示す義務はあるか。	し、提案時に実勢価格を反映した
	(1社)	妥当性のある金額であることの説
		明を求めます。
保険への加入に	集会所運営委員会は、火災保険等	集会所運営委員会が火災保険等に
ついて	に加入してもらえるか。(1社)	加入する想定はしていません。火
		災保険等は賃借料に含めて提案を
		求め、事業者が市を被保険者とす
		る保険契約に加入する想定です。
審査方法につい	民間機能の誘致内容により、得点	募集要項を確認してください。
て	に差異はあるか。(1社)	
審査方法につい	集会所賃借料と解体費相当額の合	募集要項を確認してください。
て	算額又はそれぞれの金額を価格点	
	として評価するか。(1社)	
保証金について	保証金で支払う解体費相当額は、	募集要項を確認してください。
	事業期間中に変更可能か。	
	(1社)	